

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>議員会館防犯カメラ設備改修工事に伴う統合LAN設備改修工事 千代田区永田町2-2-1 他 令和3年6月16日～令和3年12月24日 電気通信工事</p>	<p>支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1</p>	令和3年6月15日	<p>NDS株式会社 愛知県名古屋千代田2-15-18</p>	2180001039415	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、NDS株式会社がPFI事業として実施されている衆議院議員会館維持管理JVの一員として、運用保守を所掌している設備の改修である。 本設備は、防犯カメラ設備を含めたセキュリティ設備（非常警報、入退室管理、受付管理）が共有しているネットワーク機器、配線等のLANインフラである。警備上のセキュリティに関わる設備であるため、改修を競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、カメラ設備改修工事において既設と新設カメラ設備の並行稼働を行う必要があるため、設備改修に際して、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者でなければ実施できない。上記相手方は、衆議院新議員会館整備事業第I期の開始時（平成22年6月）より、本設備の長期間に渡る運用保守を通じて、本設備の構成等も熟知している。したがって、本契約の施工内容を安全確実に履行が可能なのは上記相手方以外にない。 以上の理由によりNDS株式会社と随意契約を行うものである。</p>	3,291,200	3,201,000	97.3%	-	
<p>国会参観バス臨時駐車場整備工事 千代田区永田町1-3 令和3年10月1日～令和4年3月31日 建築一式工事</p>	<p>支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1</p>	令和3年9月30日	<p>西武建設株式会社 東京都豊島区长崎5-1-34</p>	3013301006249	<p>会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条の2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき</p>	118,481,000	116,600,000	98.4%	-	

<p>総選挙に伴う青山議員宿舎議員室内装改修工事 港区六本木7-1-3 令和3年10月28日～令和3年12月10日 建築一式工事</p>	<p>支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1</p>	<p>令和3年10月27日</p>	<p>株式会社オリゲン 東京都世田谷区上野毛4-23-15</p>	<p>1010901002588</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本工事は、総選挙に伴い、引退等議員及び新議員の入退室に合わせた青山議員宿舎議員室の内装改修を行うものである。 本工事は、原則として総選挙後の特別国会が召集されるまでに施工を完了させる必要がある。 しかし、総選挙日から招集日までの期間が極めて短期間であることが想定され、さらに改修する室数が不確定という要素もある。現時点では召集日が不確定であり、履行期限が確定できない。この不確定要素が多い条件下で工事に必要な材料及び人員の確保が可能であり、迅速性及び安全性を確保しながら、かつ確実に施工できる者は、過去の解散・総選挙時に同様な工事を施工し、本院の求める契約内容を履行した実績のある者に限られる。</p>	<p>4,209,700</p>	<p>3,704,250</p>	<p>88.0%</p>	<p>-</p>	
<p>総選挙に伴う本館議員控室内装改修その他工事 千代田区永田町1-7-1 令和3年10月30日～令和4年2月11日 建築一式工事</p>	<p>支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1</p>	<p>令和3年10月29日</p>	<p>松井建設株式会社 東京都中央区新川1-17-22</p>	<p>7010001034956</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本工事は、総選挙後の本館議員控室の使用変更に伴い、間仕切壁の新設・変更、絨緞の張替等及び機械・電気設備の改修を行うものである。 本工事は、特別国会召集後、各会派の議員控室の場所、所要面積等が確定次第、出来るだけすみやかに施工を開始し、かつ短期間で施工を終了させ議会運営への支障を最低限に抑える必要がある。 また、工事に際しては、①議会運営の状況を十分把握したうえで工事管理をすること、②本館の既存壁の木部及び裂地仕上を傷めない工法を採用する前提として、既存仕上げ、納まり及び下地状況等を十分理解・熟知していることが必要であり、このような能力のある者は、過去に同種工事を経験した実績のある者か、過去に本館において一定規模以上の改修工事を経験した者に限られる。</p>	<p>22,044,000</p>	<p>20,900,000</p>	<p>94.8%</p>	<p>-</p>	